

議事要旨(3) 退職給付専門委員会における検討状況について

冒頭、逆瀬常勤委員（専門委員長）及び中根専門研究員より、退職給付見込額の期間帰属方法の見直しについて、審議資料に基づき説明がなされた。その後、次のような意見表明と質疑応答が行われた。

意思確認事項（1 案：給付算定式に従う方法のみとする。2 案：給付算定式に従う方法と期間定額基準との選択適用を認める。）についての意見

- ある委員より、給付算定式に従う方法には、現行の支給倍率基準やポイント基準が基本的に含まれることや、期間定額基準が我が国に定着していることも踏まえ、2 案を支持する旨の意見があった。
- ある委員より、給付算定式に従う方法は国際的な議論においても様々な問題提起がなされ、現時点で明確な考え方が示されていないところであり、我が国の退職給付制度の中で、この方法のみによって実務上適用可能なのかどうかについては十分な実証がない。また、期間定額基準は、我が国の制度において幅広く適用できていることを踏まえ、2 案を支持する旨の意見があった。
- ある委員より、期間帰属方法を従来と同様にコストの配分方法と捉えるならば、最善の配分方法は一義的に存在せず、また、1 案を支持する考え方の中には期間定額基準を否定するほどの論拠は見当たらないため、2 案を支持する旨の意見があった。
- ある委員より、給付算定式に従う方法によれば、右肩上がりの給付算定式が多く、年齢が高くなるほど費用の負担が大きくなるという、我が国における企業の実態を示すことができる。また、将来給付の減額の際に、期間定額基準では利益が過大に計上されることも重要な論点であり、1 案を支持する旨の意見があった。

意思確認事項の位置づけについて

- ある委員より、事務局が提案する 2 案は、IFRS とは異なる取扱いを定めることになるが、これは、国際的な議論が続いていることを踏まえてのことなのか、あるいは我が国において期間定額基準が定着していることを勘案してのことなのか、という質問があった。これに対して事務局より、国際的な議論の方向性が未だ定まっていないことを踏まえたものである、との回答があった。

選択適用を認める場合の取扱いについて

- ある委員より、2 案により選択適用を認めた場合、改正基準の適用時に改めて選択を認める取扱いとするのか、あるいは退職給付制度の変更などがない限り、以前に期間定額基準を採用していた場合には、これを継続する取扱いとするのかという質問があった。これに対して事務局より、質問事項に関連する点は経過措置の取扱いも含めて今後検討する旨の回答があった。

上記の質疑応答の後、意思確認事項「退職給付債務の算定における、退職給付見込額の期間帰属方法について、2案を採用し、今後の検討を行うこととしてはどうか」について、賛成 12 名、反対 1 名、判断留保 1 名の結果となり、暫定合意がなされた。

以 上